限定承認公告

本籍愛知県豊田市宝来町四丁目七五五番地九、最後の住所愛知県豊田市三軒町五丁目一三番地一ロイヤルマンション豊田三〇四号

被相続人　亡　鎌田　悟

右被相続人は平成二十二年十一月二十一日死亡し、その相続人は平成二十三年五月十八日名古屋家庭裁判所岡崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月三十一日

愛知県豊田市三軒町五丁目一三番地一ロイヤルマンション豊田三〇四号

限定承認者　鎌田　亮

限定承認公告

国籍韓国済州道済州市一徒里一三四四番地、最後の住所大阪府大阪市東淀川区下新庄五丁目二番三六号

被相続人　亡　金本こと　金　正廣

右被相続人は平成二十二年十二月二十六日死亡し、その相続人崔鳳順、金淑子及び金由未子は平成二十三年五月十九日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月三十一日

大阪府大阪市東淀川区菅原一丁目七番二号

相続財産管理人　金本こと　金　淑子

限定承認公告

本籍兵庫県神戸市中央区下山手通六丁目六五番地五、最後の住所兵庫県神戸市兵庫区石井町八丁目三番一六―二〇一号

被相続人　亡　古川　清

右被相続人は平成二十二年四月十一日頃から二十日頃までの間死亡し、その相続人は平成二十三年五月十七日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月三十一日

香川県仲多度郡多度津町大字葛原一三三七番地五

相続財産管理人　結城　清一

株式交換公告

当社は、野村ホールディングス株式会社（住所東京都中央区日本橋一丁目九番一号）を当社の完全親会社とする株式交換（以下「本件株式交換」といいます。）を行うことといたしましたので、公告いたします。

本件株式交換の効力発生日は平成二十三年七月一日であり、同年六月三十日開催予定の定時株主総会において本株式交換に係る議案が承認可決されることを条件としております。

本件株式交換に伴い、会社法第七百八十五条第一項に基づき株式買取請求を希望される株主の方は、効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨および株式買取請求にかかる株式の数をご通知ください。

平成二十三年五月三十一日

東京都中央区日本橋本町一丁目七番二号

野村土地建物株式会社

取締役社長　中井加明三

金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十三年七月一日をもって第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法については、結了が必要な顧客取引はございません。また第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、移管による方法により返還いたします。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十三年五月三十一日

東京都港区麻布台二丁目四番五号

ＡＲＵＪＩ　ＧＡＴＥ証券株式会社

代表取締役　古長谷　聡

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十三年七月一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十三年五月三十一日

東京都渋谷区神宮前一丁目四番二〇号一四〇六号

株式会社ＳＥＶＥＮ　ＳＩＧＮＡＴＵＲＥＳ　ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ

代表取締役　中野陽一郎

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十三年七月一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十三年五月三十一日

東京都渋谷区神宮前一丁目一〇番一号

ベルテック株式会社

代表取締役　坪井　一高

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十三年五月二十一日開催の臨時総会において、出資一口の金額を一万円から四千九百九十四円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

平成二十三年五月三十一日

静岡県静岡市清水区山切三八〇番地

農事組合法人山切農場

理事　平岡　藤夫

訂正公告

平成二十三年四月十二日（号外第七十七号）掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、資本金の額の減少公告の住所「長崎県対馬市厳原町久田道一四八〇番地」とあるは、「長崎県対馬市厳原町宮谷七二番地一」、決算公告の住所「長崎県対馬市厳原町久田道1480番地」とあるは、「長崎県対馬市厳原町宮谷72番地1」、「効力発生日は平成二十三年五月十三日」とあるは「効力発生日は平成二十三年七月一日」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

なお、この資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本訂正公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年五月三十一日

長崎県対馬市厳原町宮谷七二番地一

株式会社ジェイ・ティ・アイ

代表取締役　松永　一宏

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十三年四月二十一日公布財務省令第十九号（歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
二一	二	終りから	平成二十三年四月二十二日	公布の日
平成二十三年四月二十五日公布国土交通省令三十六号（国土交通省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
二ページ上段八行目から一〇行目は次のとおりの誤り。				
第九条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。				
3　国土交通大臣は、著しく異常かつ激甚な非常災害その他やむを得ない事情があると認めるときは、第一項及び前項に規定する報告の期日を別に定めることができる。				
平成二十三年四月十三日（号外第七十八号）官庁報告欄官庁事項の部（麦の需給に関する見通しの公表について）（原稿誤り）				
四	下	終りから	四31日	30日
〃	〃		八見通し	見通しの
五	〃		九D＝b－c	D＝b－a

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月三十一日付第一一三号
政府調達第九九号二四ページ

三二ページ●同日付第一一四号一二八ページ●同日付
ジ●四月三十日付衆会第一八号一〇四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）